

公益社団法人 鶴岡市シルバー人材センター
令和 7 年度 事業報告

1 事業報告

人口減少、少子高齢化が進展し、労働者の人材不足など社会情勢は大きく変化している中、豊かな知識・経験・技能をもつ高齢者のより一層の活躍が期待されています。

会員数については、60 歳以上の人口減少や 70 歳までの就業機会の拡大により厳しい状況でありましたが前年度を 16 名上回る結果となりました。女性限定入会説明会など女性会員の増加を図る取り組みや、入会説明会後の個別面談に力を入れたことにより、男性会員 10 名、女性会員 6 名が増加しております。

受託事業及び派遣事業の実績は、受託事業では約 3 億 2,400 万円となり前年度を約 1,800 万円の増、また、派遣事業では、約 1 億 6,400 万円となり、前年度を約 1,100 万円上回る実績となりました。

就業拡大については、鶴岡市の支援を受け、高齢者介護分野の就業拡大に取り組みました。資格を有しなくても可能な介護補助業務の人手不足分野を担うもので今後更に拡大が見込まれる分野です。

安全就業については、「安全は全てに優先する」を基本として就業していただいておりますが、車両運転業務の事故や、草刈り作業中の賠償事故が多数発生しています。取り組みとして、「委員会だより」での啓発活動、安全パトロール、安全会議、草刈り講習会を通じて安全就業の推進に努めました。

フリーランス法が施行され、同法への的確な対応を図るべく新たな契約方法（包括的契約）への移行は、個人・家庭からの依頼について実施しました。また、公共、民間事業については、鶴岡市及び一部企業への訪問や、文書等を配布し、令和 8 年度から移行します。

令和 7 年度もシルバー事業の実施にあたり課題の多い一年となりましたが、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、就業機会の提供を通じて、「生きがいの充実」、「健康の保持増進」、「地域社会の活性化」を目的とし、下記の基本項目の事業に取り組みました。

2 基本項目

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| (1) 会 員 拡 大 | (2) 就 業 開 拓 | (3) 安 全 就 業 |
| (4) 組 織 強 化 | (5) 財 政 運 営 | |

3 具体的な取り組み

(1) 会 員 拡 大

① 「一会員一人」の会員勧誘運動の推進

広報「シルバーだよりつるおか」や入会説明会等のチラシを活用し、会員が新会員を勧誘する「一会員一人」の勧誘運動を推進し、会員拡大に努めた。

② 公共団体、町内会組織等と連携した広報活動

鶴岡市広報「つるおか」への入会説明会日程の掲載や、就業開拓推進委員会による入会説明会ポスター及びチラシを公的機関に設置してもらうとともに、町内会連合会等と連携して回覧板等を活用した周知を図り、入会促進に努めた。

③ 各種会合の場を活用した P R 活動

町内会連合会等の会議などに出席し、当センター事業の周知を図った。

④ 鶴岡公共職業安定所（ハローワーク鶴岡）との連携

ハローワーク鶴岡で主催する 60 歳以上の就職面談会やフリー面談会に参加。シルバー人材センターを紹介し、入会説明会の参加促進に繋がった。

⑤ 入会説明会、夜間入会説明会、女性限定入会説明会の実施

「入会説明会」を毎月 2 回程度実施するとともに、日中の参加が難しい高齢者のために午後 6 時からの「夜間入会説明会」を年 2 回実施した。また、女性会員増加を目的に女性限定の入会説明会を年 4 回実施した。説明会終了後は、事務局職員が参加者と個別の面談を実施し、入会を促進した。

⑥ 女性会員の拡大

男性に比べ女性の会員が少ない状況であるため、女性会員の確保を重要視し、女性委員会による女性限定入会説明会の運営や講習会、イベント等を開催し、女性にとってより魅力的なセンターとなるよう環境を整備し、女性会員の拡充に努めた。

⑦ 個別面談会の実施

「個別面談会」を実施し、会員の就業状況の確認や、就業希望職種の再調査などを行い、退会者の減少に努めた。

⑧ 未就業会員の対応

定期的に未就業の会員への状況調査を行い、就業希望の確認など未就業会員の減少に努めた。

⑨ 個別フォローアップ

会員の就業に係る相談を随時受け付け、必要に応じてフォローアップを実施した。

（２）就 業 開 拓

① 就業開拓運動の推進

広報「シルバーだよりつるおか」やパンフレット等を活用し、会員が就業先の開拓に取り組む「一会員一就業」の就業開拓運動を推進し、新規就業機会の開拓に努めた。

② 訪問活動の推進

役職員等による公共施設や企業、一般事業所や団体等への訪問を実施し、既受注業務の継続及び新規就業機会の開拓に努めた。

③ 先進地センターの調査・研究

新規就業又は新規事業、独自事業に取り組んでいるセンターを視察、調査・研究を行い新規就業機会の開拓に努めた。

④ 民間企業への P R 活動

一部企業では、社員の定年退職者へシルバー人材センターを紹介し、シルバーとの契約で引き続き就業しているため、このような取組を今後も P R し、鶴岡市からも企業向けの広報誌等で協力を得ながら、会員の増強と新規就業の開拓に努めた。

⑤ 各種会合の場を活用した P R 活動

各種会合の場などに出向き、当センター事業の周知を図った。

⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業

「鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業」の実績は、4 名の会員が年間延べ 162 回の訪問活動を行った。また、「認知症高齢者等見守りサービス事業」の実績は、4 名の会員が年間延べ 443 時間の訪問活動を行った。

⑦ 介護分野の人材確保支援（トライアル奨励事業）※補助事業

過去 1 年以上にわたり仕事の受注がない介護事業所から、介護の専門的な知識・経験

が必要ない介護補助業務や介護従事者のバックアップとなるような周辺業務を切り出し、就業拡大に繋がった。(7事業所、会員9名従事)

⑧ 派遣事業・職業紹介事業

「週20時間を超えないこと」とされている就業時間について、一部の職業では就業時間の延長ができるようになったことを公共施設や企業、一般事業所や団体等に周知し、他の業種の業務拡大についても調査、検討した。

⑨ 高齢者活躍人材確保育成事業の就業体験、職場見学の実施

希望する仕事が自分に適しているかを試せる就業体験や職場見学を通して就業の拡大や未就業者の改善に努めた。(該当者54名)

(3) 安全就業

① 会員への啓発活動

「安全・適正就業推進委員会だより」を6回発行して「安全就業」、「事故ゼロ」の啓発活動を積極的に行うとともに、事故防止対策の優れた取組の情報を会員に周知することで、会員一人ひとりの安全就業に対する意識の高揚を図った。

② 安全パトロール、安全講習会の実施

安全パトロール等を積極的に実施し、事故防止に努めた。万が一、事故が発生した場合には原因等を調査・分析し、事故の未然防止につなげ、また、各種作業における安全講習会を開催し、会員への安全意識を啓発した。

③ 山形県シルバー人材センター連合会及び関係機関との連携

安全就業推進大会や安全標語の募集など、県連合会及び関係機関等が行う安全就業や事故防止に係る事業に積極的に参加した。

④ 傷害、賠償事故への対応

事故内容が安全・適正就業審査要綱等に基づき、明らかに違反している場合は、賠償金及び免責額の会員負担について、適正に対処した。

(4) 組織強化

① 役職員研修の実施

業務執行の決定を担う役員について、当センター事業の発展や関係法令遵守等を目的とした研修を実施した。合わせて、事務局職員に求められる知識、能力も高まっていることから、職員の資質や能力の向上、人材育成を図った。

② 会員研修の実施

「いつまでも元気に働くために」をテーマに、鶴岡市健康課の栄養士及び保健師による会員研修会を各地域で実施した。

③ 各委員会活動等の充実

会員が積極的に参加する会員による事業運営を推進し、各委員会、ブロック・地域班等の活動の充実を図った。また、最低賃金の上昇や燃料費等物価の上昇を踏まえ、配分金検討委員会で配分金見積基準を見直し、全体的に改正した。(令和8年4月1日実施)

④ 地域別奉仕活動の充実

「奉仕活動」は、公益法人として重要な事業であり、その重要性について会員への周知を図り、各地域の実情に合わせ、カーブミラー清掃、公園の清掃、高齢者施設の草刈りなどを実施した。

⑤ 事務局体制の充実

適正な職員体制を構築し、職務の公益的使命感を自覚しながら、シルバー人材センターの理念をよく理解し、信頼されるセンター事業の推進に努めた。

⑥ 関係機関との連携強化

鶴岡市役所やハローワーク鶴岡等関係機関との連携強化を図り、会員拡大、就業機会の拡大及び地域社会の活性化や高齢者福祉に貢献できる活動に取り組んだ。

⑦ S D G s の取組

高齢者の社会参加の促進や高齢者の生きがいの充実などの取組は、S D G s（持続可能な開発目標）と深くつながるものがあり、一人でも多くの高齢者から入会いただくとともに、センターの役割を十分に発揮することで、持続可能な社会の実現を目指した。

⑧ デジタル化の促進

会員へのデジタル環境の活用支援として会員のスマホ教室を月1回、合計12回開催し、100名が参加した。また、会員とのコミュニケーションツールである「Smile to Smile」の登録を促進し、事務処理の効率化・簡素化を図るなど経営基盤の強化に取り組んだ。（令和8年3月末の登録者326名）

⑨ フリーランス法と新しい契約方法（包括的契約）の対応

フリーランス法が施行され、会員への就業条件の明示が義務付けられ、主に「Smile to Smile」での明示を実施した。また、同法への的確な対応となる新しい契約方法（包括的契約）は、個人・家庭の依頼から移行した。公共事業及び民間事業は、令和8年度からの移行について文書及びリーフレットを送付し、一部企業等へは訪問などの説明を行った。

⑩ 公益法人制度改革への対応

財務規律や行政手続きなどの簡素化・合理化、また、公益法人の活動を活性化する観点から、認定法の一部が改正され収支相償の見直し、法人のガバナンスの確立と財務に関する情報の開示、外部理事・監事の導入、など、制度改革に応じた対応を実施し、センターの安定的な事業運営を図った。

⑪ 賛助会員加入促進

センター事業の趣旨に賛同いただき、事業活動に協力いただく賛助会員の加入を促進し、関係機関への周知拡大、事業拡大と推進を図ることを目的に既加入者の継続加入をお願いしながら、役職員の勧誘等による新規加入の拡大に努めた。

（５）財 政 運 営

① 補助金の適正化

補助金については国・県・市の補助基準の確保に努めた。

② 自主財源の確保

「適正就業ガイドライン」を遵守しながら「受託事業」、「派遣事業」、「職業紹介事業」を進め、財源の確保に努めた。

③ 経費節減

事業費・管理費を精査して経費削減に取り組みを行った。